

ポジティブアセスメントについて

令和6年12月25日(水)

熊本市環境政策課

- 1 ポジティブアセスメントについて
- 2 自治体のポジティブアセスメント
- 3 技術指針へのポジティブアセスメントの反映
- 4 ポジティブアセスメントの評価手法

1. ポジティブアセスメントについて

(1) 現行の環境アセスメント

国の環境影響評価制度(環境アセスメント)は、公害防止が重要であった制度確立当時の時代背景から「アセス＝ネガティブチェック」のイメージが強い。

・ネガティブチェックとは

環境アセスメントにおいて、「状況を悪化させないこと」、「機能を著しく低下させないこと」などの指標が採用され、環境の保全上の支障がないか、悪影響の確認の視点で評価(マイナス面に関する環境影響の程度をチェック)するもの。

<評価の事例> ※ 廃棄物焼却施設の建設を例に一部を記載

影響要因	環境影響評価項目	予測方法	評価
建設機械の稼働	二酸化炭素	機械の種類や使用時間、燃料消費量から排出量を算出	可能な限り排出量を抑制できるか(マイナス影響の低減の視点)
排出ガス	大気質	大気拡散計算式による濃度を算出	排出ガスの影響が、環境基準を満足するか(マイナス影響の基準達成の可否の視点)
施設の存在	景観	フォトモンタージュなど写真の合成による変化を予測	視覚的に大きな変化がなく、違和感がない、調和が取れているか(マイナス影響の回避の視点)

1. ポジティブアセスメントについて

(2) ポジティブアセスメントとは

事業による環境影響のマイナス面だけでなく、環境改善や環境創造、自然再生等によるプラスの環境影響を積極的に評価するもの。

第4次熊本市環境総合計画の基本方針には、「環境をまもる」という考えに加え、「つくる」、「そだてる」という表現を多く用いている。

環境影響評価を通じて、環境改善や環境創出につながることを積極的に評価することで、事業者に対して良好な環境を「つくる」、「そだてる」という方向へ誘導できるため、ポジティブアセスメントは未来型の環境影響評価制度に必要な視点である。

<第4次熊本市環境総合計画 基本方針>

基本方針1 快適で安全・安心な生活環境をつくる

基本方針2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる

基本方針3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

基本方針4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる

基本方針5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる

基本方針6 地域から行動し、地球環境をまもる

基本方針7 各方針をつなぎ横断的に取り組む



第4次熊本市環境総合計画



令和4年(2022年)3月
C 熊本市

1. ポジティブアセスメントについて

(3) ポジティブアセスメントの評価事例

環境影響評価でプラスの影響を評価した環境影響評価項目は、「温室効果ガス」や「生態系」、「緑地」などで、事業によって環境負荷の低減のみならず、環境の改善や空間の創出などを評価している。

対象事業	環境影響評価項目	プラス影響の概要
廃棄物焼却施設	温室効果ガス	焼却熱の有効利用による発電・温室効果ガス排出量の削減
道路	温室効果ガス	トンネル等のLED照明の設置による省電力化・温室効果ガス排出量の削減
公有水面の埋立	生態系	敷地内の自然公園・生物の生息空間等の整備による生態系の創出
高層建築物	緑地	屋上緑化、壁面緑化による都市部の人と自然との触れ合い活動の場の提供、ヒートアイランド現象の抑制
複合商業施設	生態系	敷地内の植栽計画による生態系の改善
レクリエーション施設	人触れ	施設の整備による健康増進や学習機会の提供、地域経済の活性化

1. ポジティブアセスメントについて

(4) ポジティブアセスメント導入のメリットと波及効果

ポジティブアセスメントは、従来の環境負荷の低減だけでなく、積極的な環境改善や地域貢献への取組を促すものであるため、事業者が自主的にこれらの取組を実施するよう促すことで、次のようなメリットが生まれる。

メリット	波及効果
<u>企業イメージの向上</u>	環境に配慮した先進的な取組を行う企業として、市民や投資家から高い評価を得られる。
<u>ESG投資の呼び込み</u>	環境に配慮した経営を行う企業として認識され、ESG投資の対象となる可能性が高まる。
<u>行政との協力関係強化</u>	本市の環境施策に積極的に協力する企業として、行政との良好な関係を構築できる。



※ ESG投資とは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の3つの要素を考慮して投資先企業を決める投資手法のこと。

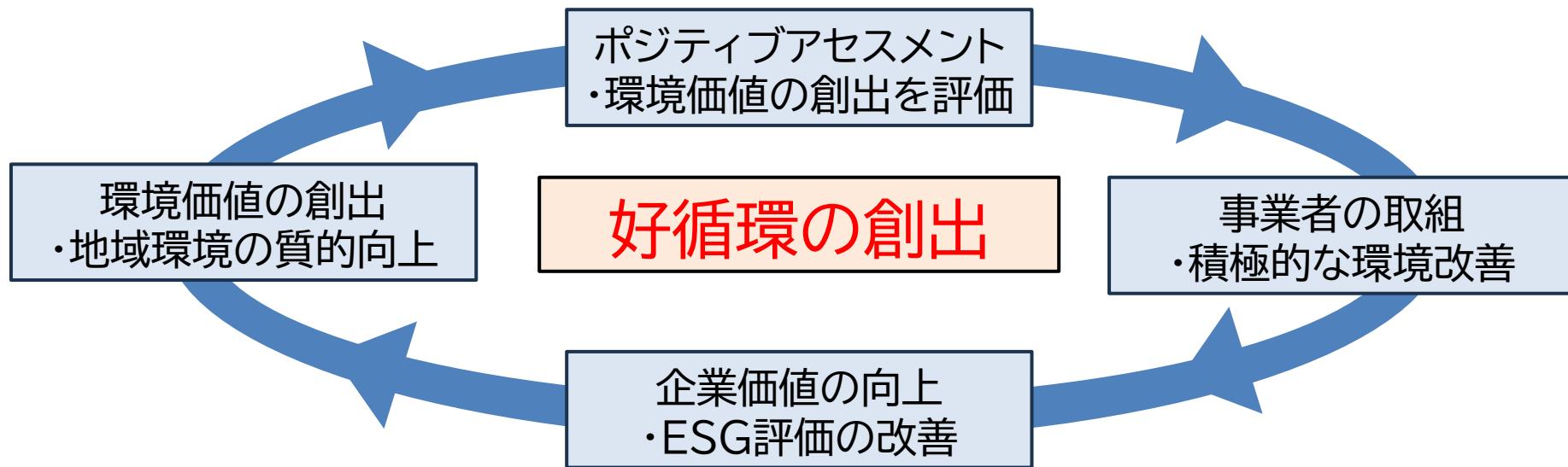
本市の環境の質的向上と持続可能な発展が促進されるため、事業者と地域社会の双方にとって望ましい成果が得られることが期待される。

1. ポジティブアセスメントについて

(5) ポジティブアセスメント導入のによる好循環の創出

ポジティブアセスメントによって、事業者による積極的な環境改善が行われ、企業価値の向上、地域環境の向上といった好循環が期待される。

<ポジティブアセスメントによる好循環のイメージ>



事業者側	<ul style="list-style-type: none">企業イメージ向上、エネルギー効率の向上による運営コスト削減
地域側	<ul style="list-style-type: none">環境改善、経済活性化、住民満足度向上

2. 自治体のポジティブアセスメント

(1) 各自治体のポジティブアセスメントの導入状況

都道府県と本市を除く政令指定都市(66自治体)のうち、**16自治体が技術指針等の中でポジティブアセスメントに関する事項を記載している。**

◆ 都道府県のポジティブアセスメントの導入状況 (7/47自治体)

	自治体名	規定条例等		自治体名	規定条例等
1	東京都	東京都環境影響評価技術指針(付解説)	5	大阪府	環境影響評価及び事後調査に関する技術指針
2	神奈川県	神奈川県環境影響評価技術指針解説	6	山口県	山口県環境影響評価技術指針解説書
3	埼玉県	埼玉県戦略的環境影響評価技術指針	7	福岡県	福岡県環境影響評価技術指針
4	長野県	長野県環境影響評価技術指針及びマニュアル			

◆ 政令指定都市のポジティブアセスメントの導入状況 (9/19自治体)

	自治体名	規定条例等		自治体名	規定条例等
1	札幌市	札幌市環境影響評価技術指針	6	神戸市	神戸市環境影響評価等技術指針
2	横浜市	横浜市環境影響評価技術指針	7	岡山市	岡山市環境影響評価技術指針
3	川崎市	川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]	8	広島市	広島市環境配慮指針
4	京都市	京都市環境影響評価に関する技術指針	9	北九州市	北九州市環境影響評価技術マニュアル
5	堺市	堺市事前配慮指針			

2. 自治体のポジティブアセスメント

(2) 自治体のポジティブアセスメント (① 横浜市)

横浜市の技術指針では、「配慮書の作成」や「方法書の作成」のときに、「生物の生息生育環境の保全と創造」や「緑の保全と創造」などの環境への配慮について記載するよう定めており、これにより事業者に対して、環境創造の取組を促している。

横浜市環境影響評価技術指針(平成28年3月) ※ 抜粋

- 第2章 計画段階配慮 第1 配慮書 1 配慮書の作成

配慮書には、環境負荷の低減及び生物の生息生育環境の保全と創造など環境への配慮の内容を記載してください。

- 第3章 環境影響評価 第1 方法書 1 方法書の作成 (1) 対象事業の計画内容

対象事業の計画内容には、事業の種類や規模等諸元の他に、その対象事業の目的及び計画を策定した経緯等を記載するものとする。その際、配慮指針に基づいて行った配慮の内容のうち、「地球温暖化対策」「生物多様性の保全」「緑の保全と創造」の内容については、この項に記載するものとする。

- 別記 第20 景観 2 環境保全目標の設定

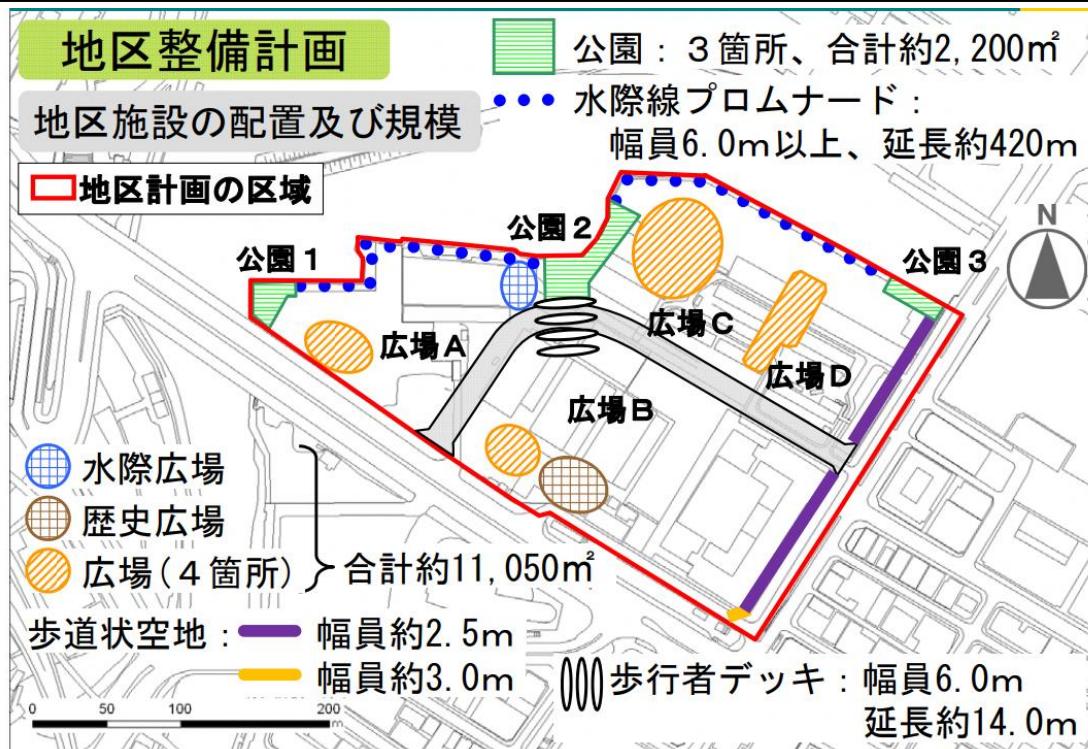
環境保全目標は、調査により判明した景観の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。(4) 新たな景観の創造

2. 自治体のポジティブアセスメント

(2) 自治体のポジティブアセスメント (① 横浜市)

事業地周辺の緑地との調和と連続性に配慮して、緑化計画を整理。植栽樹種の設定にあたっては郷土種を中心とし、地域にみられる生物を誘引できる樹種や良好に生育できる環境づくりを検討し、地域の生物多様性の保全に配慮

対象事業:高層建築物 環境項目:生物多様性



地域に生息する生物に配慮した環境づくり

2. 自治体のポジティブアセスメント

(3) 自治体のポジティブアセスメント (② リプレース事業)

事業の実施により、現況の環境が改善される場合(例:リプレース事業により高効率な発電施設の導入による温室効果ガスの低減等)においても、プラス面の影響として評価する事例がある。

<環境負荷削減型事業:建替え事業>

対象事業	概要
廃棄物焼却施設 (リプレース)	○ 大気汚染物質の評価において、現有施設と比較して排出ガスの自主基準値を厳しい値で設定、さらに施設規模も小さくなることで環境影響は低減すると評価。
廃棄物焼却施設 (リプレース)	○ 大気汚染物質の予測結果を現有施設と比較して整理し、環境影響の低減につながると評価。
廃棄物焼却施設 (リプレース)	○ 温室効果ガスの排出量が現有施設と比較して削減されることから、自治体が定める温暖化対策推進計画に寄与すると評価。

(4) 自治体のポジティブアセスメント (まとめ)

良好な環境の創出、環境の改善等を技術指針に規定することで、都市開発等において、事業者による緑化の推進や生態系の場が創出され、建替え事業(リプレース)では、環境負荷の削減に資する取組が行われている。

3. 技術指針へのポジティブアセスメントの反映

(1) 自治体のポジティブアセスメントの規定状況

区分	自治体	ポジティブアセスメントに関する規定状況	効果
目的又は 趣旨に記載	川崎市	総論で定義付け	計画立案段階で記載を求めるにより、取組の自由度や柔軟性が高まる。
	札幌市	総則、計画段階配慮事項で主旨を記載	
	京都市	計画段階環境配慮の環境要素等の抽出で記載	
	神戸市	事前配慮事項として、事業計画案の立案前で記載	
評価手法等まで 記載	横浜市	環境配慮指針を別途策定し、事業別の配慮事項の中で評価内容を記載	各段階で記載を求ることにより、取組の具体性が高まる。
	岡山市	事業計画に内容を記載	

★ポジティブアセスの規定の留意事項

- ① ポジティブアセスメントは、計画段階で取り入れることが効果的であるため、技術指針の中で配慮書に「記載できる事項」として規定する(事業者負担を考慮し義務化しない。)。
- ② プラス影響の評価は、定量的な基準を明確化することが困難であるため、技術指針の総則で「定性的に良好な環境の創出を評価すること。」を記載する。また、「総則」、「計画段階配慮事項」及び「環境影響評価の項目及び手法の選定」の各段階に記載することで、その後の準備書での環境保全措置の検討時においてもプラスの影響を「記載できる規定」とする。

3. 技術指針へのポジティブアセスメントの反映

(2) 本市のポジティブアセスメントの配慮事項

本市の地域特性と第4次熊本市環境総合計画の基本方針に共通する内容は、「地下水の保全」、「緑の創出」、「生物多様性」、「温室効果ガスの削減」である。

市の地域特性

市では、市民の水道水100%を地下水で賄っている。

豊かな自然環境が多く残され、生物多様性が維持されている。

温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの最大限活用を目指している。

第4次熊本市環境総合計画

基本方針

- 1 快適で安全・安心な生活環境をつくる
- 2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる
- 3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ
- 4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる
- 5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる
- 6 地域から行動し、地球環境をまもる
- 7 各方針をつなぎ横断的に取り組む

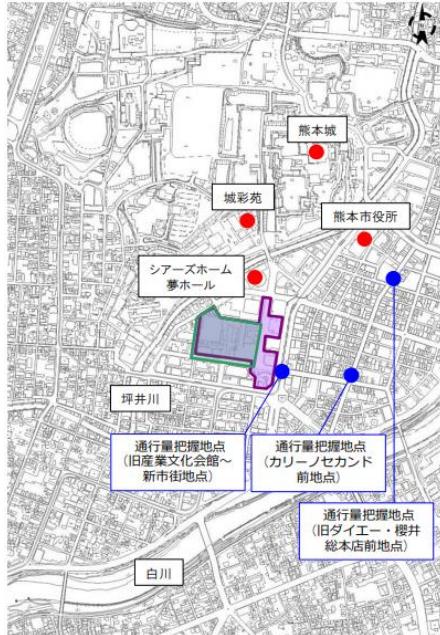
本市の地域特性及び施策を踏まえて、「地下水」、「緑化」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」の4つのキーワードを総則、計画段階配慮事項、方法書手続に規定する。

3. 技術指針へのポジティブアセスメントの反映

(参考) 緑化の事例：桜町地区市街地再開発事業

桜町地区では、グランドデザインコンセプトである「熊本城の庭続き空間」を基に、緑地空間の創出として屋上庭園や公園が整備され、壁面緑化などが施された大型商業施設が誕生した。

今後、市域で行われる開発事業においても、持続可能で快適な施設を導くために、重要な役割を果たす緑化の普及や環境改善が図られるような取組を事業者へ促していく必要がある。



出典:桜町地区市街地再開発事業(熊本市HP)

3. 技術指針へのポジティブアセスメントの反映

(3) ポジティブアセスメントの技術指針への記載（案）

各自治体のポジティブアセスメントの設定状況や本市の地域特性、施策を踏まえて、「総則」、「計画段階配慮事項」、「環境影響評価項目の選定」に次のとおり規定する。

【総則】

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この技術指針は、熊本市環境影響評価条例（令和〇〇年熊本市条例第〇〇号。以下「条例」という。）第〇〇条第〇〇項の規定に基づき、より良い環境の創出を含め、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続を適切に行うために必要な技術的事項について定めるものである。

【計画段階配慮事項】

第2章 計画段階配慮事項の選定等に関する指針

（計画段階配慮事項の選定等に関する指針）

第2条の2 に「また、事業者は、事業者は、計画段階配慮事項の検討に当たっては、新たに良好な環境を創出することも含め、より環境保全に配慮したものの策定に努めるとともに、特に、地下水の涵養や水質保全、緑化等の自然再興や生物多様性への取組、燃料・水等の使用量の削減・抑制、大幅な温室効果ガス排出量等の削減・抑制等により、環境影響評価において留意するものとする。」を追記する。

3. 技術指針へのポジティブアセスメントの反映

(3) ポジティブアセスメントの技術指針への記載（案）

【計画段階配慮事項】

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第 2 条の 4 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす対象事業の内容(以下この条から第 2 条の 10 までにおいて「事業特性」という。)並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会的状況(以下この条から第 2 条の 10 までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

ア 対象事業の種類 イ 事業実施想定区域の位置 ウ 対象事業の規模

エ 対象事業の工事計画の概要 オ その他対象事業に関する事項

（地下水の保全や緑の創出、生物多様性の取組、環境負荷の低減等の環境配慮に係る事項等）

※ 第3章 環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針の第 4 条(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)も同様にその他について追記する。

- 
- この記載により確実に、地下水の保全や緑の創出、環境負荷の低減等に環境配慮について、事業者に検討を行うことを求めることとなる。
 - 実施は義務ではないが、検討は必要とすることで、事業者の負担とのバランスを考慮しつつ、環境配慮の実効性を担保できる。

4. ポジティブアセスメントの評価手法

(1) ポジティブアセスメントの運用方針

ポジティブアセスメントの運用にあたっては、手続規定(義務化)ではなく、主に運用面で対応する。

○ 指針段階(事業者へ促し)

事業者には環境へのプラスの影響(環境改善や環境創出)の取組を促す。

○ 審査段階(市の心得)

審査側(審査会・事務局)として、これまでのネガティブチェックのみでなく、環境創出や環境改善等のプラスの効果があれば積極的に評価する。

(2) ポジティブアセスメントの事務局の役割

- 熊本市公共事業環境配慮指針の重要配慮事項を参考にするなど、具体的なポジティブアセスメントの事例を示す(市HPに掲載)。
- 配慮書の事業計画の中で、良好な環境の創出や緑の創出などの配慮事項があった場合は、審査時に分かり易いよう整理する。
- ポジティブアセスメントに関連する事項が確認された場合は、実行性を確保するため、方法書以降の段階で継続的なチェックを行う。

4. ポジティブアセスメントの評価手法

(3) 事業者に促す取組例

持続可能な環境の推進及び実現に繋げるため、事業者の取組を単体で考えず、広範な都市政策と連動させた内容を基に促すこととする。

○ 地下水の取組例

雨水浸透ます設置等による敷地内の雨水浸透の促進、水田湛水事業の実施、涵養域で栽培された米等の購入、水源涵養林・草地の整備など

出典:熊本市地下水保全対策指針(熊本市HP)、地下水涵養指針(熊本県HP)

○ 緑化の取組例

熊本市緑の基本計画の基本方針である「緑を守る(自然環境と生物多様性の保全)」、「緑を育む(屋上緑化)」、「緑を活かす(街路樹植栽)」、「緑を繋げる(花壇制度)」の具体的な事業など

出典:熊本市緑の基本計画(熊本市HP)

○ 生物多様性の取組例

生物多様性戦略の事業者の役割から「生物多様性に配慮した活動の実施」、「地域の生物多様性のめぐみを活かした事業活動」、「生物多様性に配慮した土地利用や保全の取組への支援」など

出典:第2次 熊本市生物多様性戦略(熊本市HP)

○ 温室効果ガス削減の取組例

地球温暖化対策実行計画を基本とした「オフィス・店舗・工場等への再生可能エネルギーの導入」、「エネルギーの面的利用」、「ZEH・HEMS、ZEB・BEMS等の導入促進」など

出典:熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画(熊本市HP)